

【様式】

令和4年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：宮崎県土地改良事業団体連合会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	鳥獣被害防止活動推進事業	地図情報システムの管理業務	1,188,000	第167条の2第1項第2号	多面的機能支払交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金の実施にあたって、基礎的な農地情報や用・排水路や農道等の土地改良施設の情報の各種データを複合的に調査・検討することが必要不可欠になっている。 これらのデータを一元化して視覚的に示すこと（見える化）ができるのは、県土連が運営管理する「水土里情報システム」のみであるため。	農政水産部 農政企画課
2	県単農業農村整備計画策定事業	事後評価資料作成委託業務	1,925,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、事後評価対象地区の事業効果の発現状況や施設の管理状況、社会経済情勢の変化等の調査を行い、事業の妥当性及び今後の課題を検証するものである。 県土連は、事業計画策定業務を数多く受託しており、地理的状況や地域の営農状況を把握し、基礎資料や経済効果算定の基礎データ等も整備されているため。	農政水産部 農村計画課
3	畑かん活用農業経営体チャレンジ支援事業	畑かん受益地耕作状況整理委託業務	1,980,000	第167条の2第1項第2号	本委託業務は、畑かん受益及び作物目等の畑かん関係データが保有されている「水土里情報システム」に、市町が所有する農地台帳の耕作者情報や担い手情報を取り込み、各種データを一元化することで、各畑かん事業地区の「耕作状況一覧表」及び「図面」の作成を迅速に行うものである。 「水土里情報システム」の運営管理を行っているのは土改連であるので、土改連と随意契約を締結するものである。	農政水産部 農村計画課
4	水土里情報システム利用契約	水土里情報システム利用契約	2,039,400	第167条の2第1項第2号	多面的機能支払交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金の実施にあたって、基礎的な農地情報や用・排水路や農道等の土地改良施設の情報の各種データを複合的に調査・検討することが必要不可欠になっている。 これらのデータを一元化して視覚的に示すこと（見える化）ができるのは、県土連が運営管理する「水土里情報システム」のみであるため。	農政水産部 農村計画課
5	事業支援システムデータ整備委託業務	多面的機能支払交付金の業務支援システムデータ整備	1,826,000	第167条の2第1項第2号	本委託業務は、本交付金を含む関連施策（農振農用地、中山間地域等直接支払、荒廃農用地発生・解消状況等）の農地情報をデータ化し、一元的に可視化すること、さらに、それらの情報を利用して、効果的な事業推進や市町村の実施状況確認の効率化を図ることを目的としている。 このようなデータを一元化して視覚的に示すことができるのは、「水土里情報システム」のみであり、県内で水土里情報システムを運営管理している団体は、県土連のみである。	農政水産部 農村整備課
6	水土里情報家畜防疫システムに係る業務委託契約	水土里情報家畜防疫システムに係る業務委託契約	1,705,000	第167条の2第1項第2号	水土里情報家畜防疫システムは、本県において口蹄疫等の家畜伝染病が発生した際の迅速な防疫措置の実施のための核となるシステムであり、平成22年度の本県における口蹄疫の発生後に宮崎県土地改良事業団体連合会が開発したもので、一方が一時的に備えたシステムの適切な運用・管理は、システムの開発者である同連合会でしか行えないため、随意契約とする。	農政水産部 家畜防疫対策課
7	将来の農業を担う人材育成事業委託業務	農業体験学習や施設見学会による農業農村整備事業の啓発	2,720,300	第167条の2第1項第2号	本委託業務は、児童が農地や土地改良施設の役割を学び、それらの施設を保全する必要性を啓発・普及することで人材育成を行うものである。 普及活動にあたっては、土地改良施設を管理している土地改良区等との連携が必要不可欠であり、県土連は、土地改良区を会員としてそれら施設の維持管理について指導・助言を行っている唯一の団体であるため。	農政水産部 農村整備課
8	防災重点ため池防災対策事業	整備データGIS登録委託業務	1,892,000	第167条の2第1項第2号	県土連は、設立以来、土地改良事業のトータルプランナーとして土地改良事業に係る各種業務に実績があり、経験豊富で幅広い知識を有している。 本委託業務は、「水土里情報システム（GIS（地理情報システム））」に防災重点ため池の整備履歴や工事図面等及び浸水想定区域図を登録する業務である。登録したデータは、ため池の管理者や市町村との情報共有や利活用により、緊急時の対策や今後の整備計画等の防災対策を推進する。 「水土里情報システム」は県土連が運営管理していること、また、県土連は市町村や土地改良区に対し土地改良施設の管理に関する支援指導を行うことのできる唯一の団体となっていることから随意契約を締結するものである。	農政水産部 農村整備課

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
9	農業水路等長寿命化・防災減災事業	ため池監視・保全管理委託業務	10,052,558	第167条の2第1項第2号	<p>本委託業務は、ため池の監視・保全管理に資するため、ため池台帳等の資料収集のほか、現場用記録カードに沿って点検した上で、管理者に対する助言等を行う業務である。また、ため池の基本情報、点検記録データ、空撮データ等を「水土里情報システム」に蓄積し、各市町村へデータの提供を行うもので、「水土里情報システム」は県土連が運営管理している。</p> <p>また、県土連は市町村や土地改良区に対し土地改良施設の管理に関する支援指導を行うことのできる唯一の団体であり本業務遂行に必要な経験と知識を十分有していること、これまでも、防災重点農業用ため池の浸水想定区域図について氾濫解析結果を基に市町村に支援指導を行っていることから、市町村や管理者への的確な支援指導ができる団体は県土連のみである。</p>	農政水産部 農村整備課
10	現場技術委託業務 (9件)	県が発注する公共工事の現場技術業務の委託	30,849,441	第167条の2第1項第2号	<p>県土連は、ほ場整備・畑地かんがい事業等の工事内容をはじめ現場を熟知しており、経験豊富で幅広い業務実績を有していることから、ほ場整備や畑地かんがい工事については、当連合会が監督補助を実施することにより適確かつ効率的に業務を遂行できるため。</p>	農政水産部 中部農林振興局 北諸農林振興局 西諸農林振興局 児湯農林振興局 東曰杵農林振興局
11	積算参考資料作成委託業務 (53件)	県が発注する公共工事の積算参考資料の作成業務	149,432,654	第167条の2第1項第2号	<p>県土連は、ほ場整備・畑地かんがい等の事業計画策定や基本設計を受託し、各地区の工事内容はもとより、現場の状況も熟知していることから、早期かつ円滑に事業を遂行できる。</p> <p>また、県・市町村とともに標準積算システムを利用し、入力作業における信頼性も高く、質の高い成果品を作成するとともに、確実なシステムセキュリティと守秘義務が堅持されている唯一の団体であるため。</p>	農政水産部 中部農林振興局 南部河農林振興局 北諸農林振興局 西諸農林振興局 児湯農林振興局 東曰杵農林振興局
12	換地委託業務 (16件)	県営土地改良事業に係る換地処分等に関する業務の委託	92,356,173	第167条の2第1項第2号	<p>換地業務は、個人情報等を扱う業務であるが、県土連は、土地改良法に基づき設立された法人であり、個人情報保護の体制が整備されている。さらに、当連合会は、多くの換地士を有しており換地業務を行える県内唯一の団体であるため。</p>	農政水産部 北諸農林振興局 西諸農林振興局 南部河農林振興局 児湯農林振興局 東曰杵農林振興局
13	事業計画作成業務 (8件)	土地改良事業計画の作成に係る業務委託	91,919,639	第167条の2第1項第2号	<p>県土連は土地改良事業のトータルプランナーとして県内各地で多くの業務実績があり、経験豊富で幅広い業務実績を有している。</p> <p>また、県土連は事業計画策定業務を会員である市町村から受託しており、地理的状況、営農状況及び計画内容を熟知しており、関係機関との連絡調整を含め、効率的、効果的な業務遂行が期待できる。</p>	農政水産部 畜産振興課 中部農林振興局 南部河農林振興局 北諸農林振興局 西諸農林振興局 東曰杵農林振興局
14	計画変更資料作成業務 (6件)	農業農村整備事業の計画変更資料の作成業務の委託	27,115,000	第167条の2第1項第2号	<p>県土連は、当該地区の事業計画策定業務も受託しており、地区の地理的条件・地域の営農状況など当初計画の内容を熟知し、経済効果算定の基礎データ等も保有している。また、市町村や土地改良区等との連絡調整も緊密に行うことが可能であり、効果的・効率的に業務が遂行できるため。</p>	農政水産部 北諸農林振興局 西諸農林振興局 児湯農林振興局
15	設計業務 (9件)	ほ場整備等の基本設計及び実施設計等の業務の委託	95,373,567	第167条の2第1項第2号	<p>ほ場整備事業などの本業務は、特定の受益者の財産を直接取り扱う業務であり、複雑な権利調整を必要とし、市町村や土地改良区との密な連携など換地業務との一体的な取り組みが必要であり、県土連は、設計技術者と換地士が連携して対応できる県内唯一の団体であるため。</p>	農政水産部 西諸農林振興局 北諸農林振興局 東曰杵農林振興局
16	測量設計委託業務 (2件)	換地業務に係る測量設計業務	14,203,011	第167条の2第1項第2号	<p>ほ場整備事業などの本業務は、特定の受益者の財産を直接取り扱う業務であり、複雑な権利調整を必要とし、市町村や土地改良区との密な連携など換地業務との一体的な取り組みが必要であり、県土連は、設計技術者と換地士が連携して対応できる県内唯一の団体であるため。</p>	農政水産部 北諸農林振興局
17	畑地かんがい施設管理図作成委託業務	畑地帯総合整備事業(担手支援)	2,288,000	第167条の2第1項第2号	<p>県土連は、本業務と密接な関係にある「水土里情報利活用促進事業」を県下で実施し、農地情報や水利施設等の情報を集積しており、一貫した体制の下、統一的な管理を実施していることから、効率的な情報整理が期待できる。</p> <p>また、市町村や土地改良区に対して土地改良施設の管理に関する支援・指導を行っている唯一の団体であるため。</p>	農政水産部 北諸農林振興局
18	国営土地改良事業	受益地整理委託業務	1,540,000	第167条の2第1項第2号	<p>本委託業務は、水土里情報システムに保有されている国営受益地データを、国営事業計画時の受益地データに修正することで、国営かんがい排水事業に附帯する関連事業の整備状況の把握及び未着手区域の推進を図ることを目的とする。</p> <p>県土連は、農業農村整備事業の調査設計から、換地業務、施設の維持管理に係る指導・支援全般に携わっており、経験豊富で幅広い知識を有するとともに、「水土里情報システム」の運営管理を行っている唯一の団体であるため。</p>	農政水産部 農村計画課
19	農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業委託業務	電気料金高騰に係る補助金の申請書類確認及び取りまとめ	1,871,618	第167条の2第1項第2号	<p>土改連は県内土地改良区等が管理する農業水利施設の点検にも携わっており、それら施設の状況を正確に把握している唯一の団体であるため。</p>	農政水産部 農村整備課